

平成 25 年度

包括外部監査結果報告書

「公の施設の管理・運営について」

(概 要 版)

平成 26 年 2 月

下関市包括外部監査人

税理士 山田 忠美



# 第一章 外部監査の概要

## 第1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

## 第2. 選定した特定の事件(テーマ)

### 1. 選定した特定の事件

公の施設の管理・運営について

### 2. 監査の対象部局

上記特定の事件に関連する部局

### 3. 監査の対象期間

平成24年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

### 4. 選定の理由

下関市では、市民の福祉の増進を図るために文化・教育施設や福祉・保健・医療施設等の公の施設を多数設置し、広く市民サービスを提供している。

公の施設は、その整備において多額の財政負担を要するが、整備後の管理運営や安全・維持における財政負担も大きいものになっている。また、高度経済成長期に多くの社会的インフラが整備され、それらの資産の更新時期を迎えているものが少なくないことから、今後、それらの資産の更新費用が大きな負担となることが見込まれる。

下関市の場合、平成24年度以降財源不足額が拡大していく傾向にある(平成24年9月 下関市財政健全化プロジェクト)。厳しい財政状況において、管理・運営費用が毎年度歳出の相当額を占める公の施設については、施設の設置目的に照らし適切な管理運営が行われているか、その内容は経済的、効率的、効果的であるかといった点に関して市民の関心も高く、また、今後、公の施設を活用し、市民サービスを提供する上でも、今回のテーマは非常に重要なテーマである。

以上のことから公の施設の管理・運営について検討することは有意義であると判断し、平成25年度の包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

## 5. 下関市の財政状況及び重点プロジェクト(選定の理由の背景)

### (1) 下関市の財政状況

下関市では、市の財政の現状と今後の見通しについて次のとおりコメントしており、下関市の財政事情は予断を許さないとの認識に立っている。

「下関市財政健全化プロジェクト(I期計画)」～当面取り組むべき財源確保対策～(平成24年9月：下関市財政健全化推進本部公表)

#### 下関市財政の現状と今後の見通し

本市ではこれまで、定員管理の適正化による職員数の削減や、市税収納率向上アクションプランに基づき、収納率の向上に努めて参りましたが、今後は景気低迷による個人所得の減少や人口減少等により市税収入の減少が見込まれることに加え、平成27年度以降は合併(※)特例期間の終了に伴う普通交付税の減少が確実な状況です。

また、歳出面では、高齢化の進展による社会保障関係経費の増加等により義務的経費が増大することが見込まれ、中期財政見通しでは、平成24年度以降財源不足額が拡大していく傾向にあります。

※旧下関市と旧豊浦郡4町(菊川町、豊田町、豊浦町及び豊北町)が平成17年2月13日に合併し、現在の下関市が誕生している。

### 中期財政見通し(一般会計当初予算ベース)

(単位：億円)

区分		24年度	25年度		26年度		27年度	
		当初予算	見込	伸率	見込	伸率	見込	伸率
歳入	1 市税・地方譲与税各種県交付金	372.6	373.8	100.3%	375.2	100.4%	371.7	99.1%
	2 地方交付税・地方特例交付金	292.4	292.8	100.2%	293.3	100.1%	290.8	99.2%
	3 国県支出金	230.6	246.7	107.0%	244.9	99.3%	247.0	100.8%
	4 市債	133.3	195.0	146.3%	167.7	86.0%	118.4	70.6%
	うち臨時財政対策債	51.0	51.0	100.0%	51.0	100.0%	51.0	100.0%
	5 その他収入	131.2	130.6	99.6%	130.3	99.8%	130.0	99.8%
計		1160.1	1239.0	106.8%	1211.4	97.8%	1157.9	95.6%
(うち一般財源A)		720.7	721.7	100.1%	723.5	100.3%	717.5	99.2%
歳出	1 義務的経費	618.7	629.9	101.8%	637.8	101.3%	641.8	100.6%
	うち人件費	219.4	222.2	101.3%	222.2	100.0%	222.0	99.9%
	うち扶助費	261.3	269.1	103.0%	277.2	103.0%	285.5	103.0%
	うち公債費	138.0	138.5	100.3%	138.4	99.9%	134.3	97.1%
	2 投資的経費	124.8	205.7	164.9%	179.4	87.2%	125.2	69.8%
	3 その他経費	448.7	447.4	99.7%	442.5	98.9%	445.8	100.8%
計		1192.1	1283.0	107.6%	1259.7	98.2%	1212.9	96.3%
(うち一般財源B)		752.7	765.7	101.7%	771.8	100.8%	772.5	100.1%
要調整額(A-B)		▲32.0	▲44.0	-	▲48.2	-	▲54.9	-

(注) 四捨五入により合計が一致しない箇所がある。

(2) 下関市の重点プロジェクト

下関市総合計画では基本構想において、まちづくりの基本理念である「自然と歴史と人が織りなす交流都市」の実現に向け、7つの将来像(7つの施策の柱)を設定している。

平成23年度から始まる後期基本計画では、この7つの将来像を達成し「元気な下関」を実現するための6つの重点プロジェクトを設定している。



### 第3. 監査の概要

#### 1. 監査の対象

平成24年度における下関市の公の施設は、小・中・高等学校、道路及び河川を除き平成25年3月31日現在で883施設(注)ある。その内、主要な公の施設184施設に対して、外部監査人が作成した様式に基づく調査票を、監査委員事務局を通じて各部局へ配布し、対象とした施設全件について提出を求めた。

(注) 出典：下関市から提出を受けた「下関市公の施設一覧表」

調査票対象件数

分類	管理方法	対象		対象外	総計
		指定	直営		
勤労者・商工業施設	指定管理	4			4
	直営		1	3	4
	計	4	1	3	8
観光施設	指定管理	15			15
	直営		3	2	5
	計	15	3	2	20
農林漁業施設	指定管理	18		16	34
	直営			14	14
	計	18	0	30	48
文化・教育施設	指定管理	7			7
	直営		16	31	47
	計	7	16	31	54
体育施設	指定管理	14			14
	直営		19	10	29
	計	14	19	10	43
福祉・保健・医療施設	指定管理	29		4	33
	直営		3	58	61
	休止中			1	1
	計	29	3	63	95
駐車施設	指定管理	3			3
	直営		3	16	19
	計	3	3	16	22
公営住宅	指定管理			111	111
	直営		1		1
	計	0	1	111	112
公民館	直営		34		34
	計	0	34	0	34
公園施設	指定管理	1			1
	直営		7	420	427
	計	1	7	420	428
その他の施設	指定管理	1			1
	直営		5	12	17
	休止中			1	1
	計	1	5	13	19
総計		92	92	699	883
調査票対象件数合計		184			

この内、過去に包括外部監査の対象となっている病院及び公営住宅を除いた施設の中から、28施設を監査対象とした。

なお、監査対象とした公の施設は、次のとおりである。

番号	施設の名称	担当部局課	管理方法	分類
1	下関市勤労福祉会館	産業振興部 産業立地・就業支援課	指定管理者	勤労者・商工業施設
2	下関市勤労婦人センター	産業振興部 産業立地・就業支援課	直営	勤労者・商工業施設
3	下関市ふれあい健康ランド	観光交流部 観光施設課	指定管理者	観光施設
4	しものせき水族館	観光交流部 観光施設課	指定管理者	観光施設
5	下関市深坂自然の森	農林水産振興部 農林整備課	指定管理者	農林漁業施設
6	森の家下関	農林水産振興部 農林整備課	指定管理者	農林漁業施設
7	長府博物館	教育委員会教育部 文化財保護課	直営	文化・教育施設
8	東行記念館	教育委員会教育部 文化財保護課	直営	文化・教育施設
9	美術館	教育委員会教育部 美術館	直営	文化・教育施設
10	近代先人顕彰館	市民部 市民文化課	指定管理者	文化・教育施設
11	下関市民会館	市民部 市民文化課	指定管理者	文化・教育施設
12	下関市体育館	観光交流部 スポーツ振興課	直営	体育施設
13	下関市営下関陸上競技場	観光交流部 スポーツ振興課	直営	体育施設
14	下関市庭球場	観光交流部 スポーツ振興課	直営	体育施設
15	下関市弓道場	観光交流部 スポーツ振興課	直営	体育施設
16	下関市アーチェリー場	観光交流部 スポーツ振興課	直営	体育施設
17	下関市相撲場	観光交流部 スポーツ振興課	直営	体育施設
18	下関市向洋グラウンド	観光交流部 スポーツ振興課	直営	体育施設
19	梅花園	福祉部 生活支援課	指定管理者	福祉・保健・医療施設
20	陽光苑	福祉部 いきいき支援課	指定管理者	福祉・保健・医療施設
21	陽光苑デイサービスセンター	福祉部 いきいき支援課	指定管理者	福祉・保健・医療施設
22	下関市満珠荘	福祉部 いきいき支援課	指定管理者	福祉・保健・医療施設
23	下関市動物愛護管理センター	保健部 動物愛護管理センター	直営	福祉・保健・医療施設

番号	施設の名称	担当部局課	管理方法	分類
24	下関市きくがわ温泉 華陽	菊川総合支所 市民生活課	指定管理者	福祉・保健・医療施設
25	川中公民館	教育委員会教育部 生涯学習課	直営	公民館
26	黒井公民館	教育委員会教育部 豊浦教育支所	直営	公民館
27	乃木浜総合公園	都市整備部 公園緑地課	直営	公園施設
28	下関市リサイクルプ ラザ	環境部 環境施設課	直営	その他の施設

## 2. 監査の視点

監査の視点として、以下に掲げる項目を設定した。

- (1) 設置条例、規則、内規その他公の施設に関する市の内部ルール(以下「設置条例等」という。)に基づき公の施設の管理・運営が適切に行われているか。
- (2) 公の施設の維持管理(事故等のリスクへの対応を含む。)が適切に行われているか。
- (3) 現金・備品の管理は適切に行われているか。
- (4) 使用料(利用料金等)の徴収・管理は適切に行われているか。
- (5) 公の施設の運営コストは適正な水準か。
- (6) 指定管理者の選定は適切に行われているか。
- (7) 指定管理者への指導監督は適切に行われているか。

## 3. 監査の方法

上記「2. 監査の視点」の項目について、以下の手続を実施した。

- (1) 設置条例等の検討
  - ① 設置条例等を理解するとともに、それぞれの整合性が取れているか確認する。
  - ② 設置条例等に基づいた施設の設置・管理・運営になっているか検討する。
- (2) 財産の管理状況の検討
  - ① 公の施設及び付随した設備(駐車場等)の利用状況を把握する。
  - ② 近隣での重複施設の有無を確認するとともに、その施設の必要性を検討する。
  - ③ 財産受払残高を示す帳簿が整備されているか確認する。
  - ④ 現金、物品の実査により現物の管理状況を検討する。
  - ⑤ 公の施設の修繕の執行状況を把握する。
  - ⑥ 便益施設(自動販売機、売店、食堂等)の許可及び利用(稼働)状況を確認する。
  - ⑦ 重要な備品等の損害保険の付保状況を確認する。



(3) 契約事務の執行状況の検討

公の施設の契約事務の執行状況を確認する。

(4) 使用料の算定・徴収の検討

- ① 施設の収入の状況を確認する。
- ② 使用料の根拠規定を確認する。また、根拠規定の合理性について利用状況、受益者負担等を勘案して確認し検討する。
- ③ 未収金の有無及びその管理状況を検討する。
- ④ 便益施設がある場合、設置条例や基本協定書（指定管理者の場合）等に従った事務処理であるかを検討する。

(5) 経済性・効率性の検討

各公の施設の過去3年間の収入、施設維持管理経費、年度別の利用調査票等の提出を求め、各公の施設の収支及び利用の状況の推移を分析する。

(6) 指定管理者の選定手続の妥当性の検討

「下関市指定管理者制度ガイドライン」に則って指定管理者が適切に選定されているか確認し検討する。

(7) 指定管理者に対するモニタリング(指導監督)の検討

「下関市指定管理者制度ガイドライン」に則って指定管理者をモニタリングしているか確認し検討する。

#### 4. 監査実施者

包括外部監査人	税 理 士	山田 忠美
外部監査人補助者	税 理 士	川原 徳也
同	税 理 士	佐野 毅
同	税 理 士	松井 重人
同	公認会計士	中尾 英紀
同	公認会計士	山田 康雄
同	税 理 士	若松 大介

#### 5. 監査の実施期間

平成25年5月1日から平成26年2月17日まで

#### 6. 利害関係

包括外部監査人及び外部監査人補助者らは、いずれも監査対象事件につき地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

#### 第4. 指摘事項及び意見の記載方法

監査対象とした公の施設のうち、指摘事項又は意見があったものについては、以下のとおり記載している。

##### ア 全体の総括

「**第二章 監査の結果(総括)**」において記載している。

##### イ 全体に共通する指摘事項又は意見

「**第三章 監査の結果(共通事項)**」において記載している。

##### ウ 各施設に関連する個別の指摘事項及び意見

指摘事項又は意見がある施設のみを対象とし、指摘事項又は意見の概要を「**第四章 監査の結果(個別事案の概要)**」に記載し、「**第五章 監査の結果(個別事案)**」には指摘事項又は意見があった施設の一覧を記載している。

なお、指摘事項及び意見の定義は以下のとおりである。

「指摘事項」とは、監査の結果、改善の必要性が著しいと認めた事項である。主に、法令、条例、規則、要綱等に抵触する事項で不適切な事務の是正を求めるもの及び「**第3. 監査の概要 2. 監査の視点**」に基づき改善を求める事項である。

「意見」とは、指摘事項には該当しないが改善が望ましい事項である。

## 第二章 監査の結果(総括)

### 第1. 設置条例等の検討

#### 1. 設置条例等の理解と整合性の確認

公の施設は、住民の福祉の向上を増進する目的をもって、住民の利用に供するために地方公共団体が設置する施設であり、その適正な管理・運営を確保することが必要である。このため、公の施設の設置条例、規則、内規及びその他公の施設に関する市の内部ルールについて、それぞれが整合性を持って規定されているかどうかについて確認した。

その結果、設置条例、規則、内規及びその他公の施設に関する市の内部ルールについて、監査を行った範囲においては整合性をもって規定されていることが認められた。

#### 2. 設置条例等に基づいた施設の設置・管理・運営についての検討

公の施設が設置条例等に基づき設置・管理・運営されているかどうかを検討した。

その結果、監査を行った範囲においては概ね適正に設置・管理・運営されていることが見受けられた。しかし、一部の施設（下関市深坂自然の森・森の家下関）において、条例、規則では使用料を使用時までを支払うこととなっているにもかかわらず、一部の利用者においては、支払の時期がずれる場合もあるなど、条例の見直しが必要と思われる事項も見受けられた。また、利用者の利便性の向上を図るため柔軟な管理・運営を行うことが望ましい事例など、条例等の見直しを含め改善を要すると思われる事項も見受けられた。

### 第2. 財産の管理状況の検討

#### 1. 公の施設及び付随した設備（駐車場等）の利用状況の把握

公の施設及び付随施設の利用状況を確認した。

その結果、監査を行った範囲においては概ね適正に利用されていることが認められた。特に、下関市深坂自然の森・森の家下関や下関市民会館のように指定管理者の努力により利用者が増加した施設がある。しかし、一方では、近代先人顕彰館のように利用者が大幅に減少した施設や、下関市相撲場のように土俵としての利用が皆無の施設も見受けられた。

公の施設の設置目的である「住民福祉の増進」を図るために、利用者数は重要な指標の一つであり、公の施設は住民に利用されて初めて存在価値が出るものである。このため、各施設において、利用者数の拡大に努め、施設の特性を生かした魅力ある施設づくりを検討することが望ましい。

## 2. 近隣の重複施設の有無の確認及び当該施設の必要性の検討

近隣の重複施設の有無を確認した。

その結果、黒井公民館については、近隣に重複施設があることが判明した。黒井公民館については施設の統合化等の検討をすることが望ましい。さらに、下関市勤労婦人センターについては、北部公民館と同一の建物の中にあり、この二つの施設の業務は類似していることから、管理・運営の効率化を図るため業務運営の一本化を検討することが望ましい。

## 3. 財産受払残高を示す帳簿の整備の確認

現金や切手などの財産の受払残高を示す帳簿が整備されているかを確認した。

その結果、一部の施設（下関市勤労福祉会館）において、指定管理者が切手等の受払簿による管理を行っていないという事例が見受けられた。監査を行った範囲においては指摘事項、又は意見で示した事項以外は概ね良好であると認められた。しかし、公の施設の管理・運営に当たっては、財産の管理は重要であり、公の施設における財産は市から支払われる指定管理料やその他の公費で調達されたものであることを十分に認識し、市は指定管理者に対し適宜、適切な指導を行う必要がある。

## 4. 現品、物品の実査による現物の管理状況の検討

現物の管理状況を検討するため、現品、物品の実査を行った。

その結果、備品等の管理について備品台帳への記帳がないものや、預り品の取扱いについて不適切と思われる事例が見受けられた。また、指定管理者における現金及び預金の処理について一部不適切な事例も見受けられた。近年、民間企業だけでなく、公益法人等においても、会計上の取扱いにおいてより厳密な事務手続きが求められていることから、市は指定管理者に対し適宜、適切な指導を行う必要がある。

## 5. 公の施設の修繕の執行状況の把握

現地で修繕の執行状況を確認した。

その結果、一部の施設（しものせき水族館）において、修繕が必要と思われる箇所が見受けられた。また、老朽化した施設も多く、利用者の安全確保の観点からも、優先度を考慮し、計画的に修繕を行うことが望ましい。

## 6. 便益施設の許可及び利用（稼働）状況の確認

公の施設における便益施設としては、施設内に併設された売店、食堂や屋内、屋外に設置された自動販売機などがあり、便益施設の許可及び利用（稼働）状況を確認した。

その結果、便益施設の設置については、地方自治法の目的外使用許可により設置されており、設置料に関しては条例に基づき固定資産評価額を参考としたものとなっている。しかし、自動販売機の設置料は、民間での設置料と比べ低廉であった。市の財政状況が厳しい中であり、市の収入増加の観点から設置料の見直しが必要と思われる。

## 7. 重要な備品等の損害保険の付保状況の確認

公の施設における重要な備品等の損害保険の付保状況を確認した。

その結果、一部の施設（長府博物館、近代先人顕彰館）において、寄託品や収蔵品に損害保険が付保されていないものが見受けられた。寄託品や収蔵品については、その価値の判断が難しいものもあるが、保管責任又は管理責任の観点から適時に損害保険を付保することが望ましい。

## 第3. 契約事務の執行状況の検討

公の施設において、市からの清掃や警備などの業務委託に関して、適切に執行されているかどうか、又、指定管理者からの業務委託に関して、基本協定書に基づいた再委託等の制限に抵触する事項はないかという観点から、契約事務の執行状況を確認した。

その結果、一部の施設（下関市勤労婦人センター）において、併設する北部公民館と業務委託の経費を按分することにより施設ごとの収支を正確に把握することが望ましい事例が見受けられた。また、一部の施設（美術館）において、内部ルールに基づいたチェックシートの添付がないという事例が見受けられた。

## 第4. 使用料の算定・徴収の検討

### 1. 使用料の収入状況の確認

使用料の収入状況について確認した。その結果、使用料の収入が漏れているというような事例は見受けられなかったが、「**第1. 設置条例等の検討 2. 設置条例等に基づいた施設の設置・管理・運営についての検討**」に述べたように、収入の時期がずれ込んでいる事例が見受けられた。

## 2. 使用料の根拠規定の確認及び利用状況、受益者負担等を勘案した根拠規定の合理性の確認及び検討

公の施設の使用料を徴収する本来の目的は、特定の市民が利益を受ける行政サービスについて、受益者と非受益者の税負担の公平性、公正性を確保することにある。

使用料収入が運営経費を下回った場合、不足分は市民全体からの公費（＝税金）で賄う必要が生じ、施設等を利用しない市民や行政サービスを受けていない市民にも費用負担を求めることとなるため、負担の公平性の観点から、受益者負担を原則として使用料を算定することとなる。ただし、使用料の算定の場合にあっては、施設の維持管理費用等の全てを一律に受益者に負担を求めるのではなく、サービスの性質（公共性の強弱）によって、受益者と市の負担割合を設定することが適正と考える。

下関市では、これまで、使用料の算定を行う際の統一的な算定方法を定めた基準が無かったため、その多くが他都市や近隣の類似施設等を参考に設定されており、受益と負担の公平性の観点から適正さに関する検証がなされていない状況であった。

そのため、受益者負担の積算根拠を明確化し、市民の理解と納得を得られる合理的な料金設定とするとともに、施設等の運営にかかる経費を見直し、今後効率的な運営方法を検討していくため、統一的な算定方法を定めた基準を設定する必要がある。

下関市は、下関市財政健全化プロジェクト（I期計画）において、統一的な算定基準となる「受益者負担の見直し基準」を策定し、公の施設の使用料の見直しを行っているところである。

見直しに当たっては、算定方法の明確化に留意するとともに、より安価な料金で上質なサービスを提供できるよう、継続的な経営改善を行いコスト削減に努める必要がある。

また、公の施設の利用状況、受益者負担等を勘案して確認し検討した。その結果、一部の施設（下関市動物愛護管理センター）において、新たに手数料を徴収することを検討することが望ましい事例が見受けられた。今後、公の施設の維持、管理・運営を適切に行うためにも、「受益者負担の見直し基準」に基づき、市民の理解と納得を得られる合理的な料金設定を検討する必要がある。

## 3. 未収金の有無及びその管理状況の検討

使用料に関する未収金の有無を確認し、その管理状況を検討した。その結果、一部の施設（下関市民会館）において使用料の未収が見受けられた。未収となっている使用料については、計画的な徴収が行われていることが確認されたことから、管理状況については概ね良好であると認められた。今後、未収金が発生しないような事務手続きを検討する必要がある。

#### 4. 便益施設における設置条例等に従った事務処理の検討

便益施設における事務処理が設置条例や基本協定書（指定管理者の場合）等に従って適切に行われているか確認した。

その結果、監査を行った範囲においては概ね良好であると認められた。しかし、厳しい財政状況の中、自動販売機の設置料の見直しや、一部の施設（下関市勤労福祉会館）において行われている使用料の減免について、減免の必要性や減免率などの見直しを検討することが望ましい。

#### 第5. 経済性・効率性の検討

指摘事項又は意見があった20施設を対象に、調査票に基づく各公の施設の過去3年間の収支状況及び利用者数の推移をまとめると、次のとおりであった。

##### 公の施設における収支状況及び利用者数の推移

【単位：千円、人】

施設名	平成22年度				平成23年度				平成24年度			
	歳入	歳出	差引	利用者数	歳入	歳出	差引	利用者数	歳入	歳出	差引	利用者数
下関市勤労福祉会館	28,728	90,344	▲ 61,616	142,210	14,979	76,356	▲ 61,377	140,874	14,657	76,837	▲ 62,180	140,772
下関市勤労婦人センター	38,477	53,840	▲ 15,363	49,590	6,798	22,029	▲ 15,231	34,651	6,362	21,859	▲ 15,497	33,748
下関市ふれあい健康ランド	14,469	140,371	▲ 125,902	58,061	22,286	201,464	▲ 179,178	100,086	26,415	138,358	▲ 111,943	119,509
しものせき水族館	1,178,092	805,477	▲ 372,615	842,796	962,630	869,823	▲ 92,807	708,148	888,474	797,473	▲ 91,001	700,657
下関市深坂自然の森・森の家下関	1,441	57,686	▲ 56,245	13,220	1,739	49,083	▲ 47,344	23,521	1,879	48,124	▲ 46,245	42,668
長府博物館	5,989	44,022	▲ 38,033	39,004	2,385	34,876	▲ 32,491	15,919	2,770	39,968	▲ 37,198	15,756
東行記念館	2,504	7,061	▲ 4,557	12,309	1,724	8,758	▲ 7,034	8,426	1,532	13,229	▲ 11,697	8,339
美術館	26,523	174,522	▲ 147,999	80,989	14,611	181,121	▲ 166,510	68,635	12,371	178,767	▲ 166,396	57,832
近代先人顕彰館	1,302	47,871	▲ 46,569	16,454	570	41,329	▲ 40,759	6,228	328	44,932	▲ 44,604	3,737
下関市民会館	30,829	195,553	▲ 164,724	134,575	27,678	200,788	▲ 173,110	151,786	29,852	181,332	▲ 151,480	164,118
下関市体育館	7,249	24,716	▲ 17,467	70,390	7,050	23,769	▲ 16,719	75,765	6,302	46,793	▲ 40,491	73,398
下関市宮陸上競技場	2,897	26,705	▲ 23,808	89,173	2,551	26,400	▲ 23,849	71,951	2,944	23,890	▲ 20,946	75,285
下関市弓道場	1,038	8,893	▲ 7,855	15,143	1,050	8,843	▲ 7,793	13,050	850	3,071	▲ 2,221	8,907
下関市相撲場	70	1,018	▲ 948	541	77	746	▲ 669	886	70	809	▲ 739	1,552
下関市動物愛護管理センター	11,883	85,880	▲ 73,997	951	11,804	89,450	▲ 77,646	1,056	12,064	89,465	▲ 77,401	1,311
川中公民館	2,624	45,770	▲ 43,146	86,579	3,079	47,968	▲ 44,889	73,006	4,005	21,133	▲ 17,128	89,324
黒井公民館	463	9,406	▲ 8,943	9,108	452	10,292	▲ 9,840	8,749	459	9,983	▲ 9,524	9,684
乃木浜総合公園	1,629	147,594	▲ 145,965	データなし	1,515	148,038	▲ 146,523	データなし	2,037	112,349	▲ 110,312	データなし
下関市リサイクルプラザ	904	56,668	▲ 55,764	74,224	1,020	59,805	▲ 58,785	61,269	1,068	58,384	▲ 57,316	59,018

※下関市深坂自然の森・森の家下関は、指定管理料の関係で合算し計上している。

※乃木浜総合公園は、施設の特質上、利用人数のデータはない。

※リサイクルプラザは、啓発棟のみ。歳出については処理棟以外の施設の経費を含んだ金額のまま集計している。

上記の表のとおり、施設の規模、性格により金額の大小はあるものの、しものせき水族館以外の全ての公の施設で歳出超過となっている。ただし、公の施設の設置目的は住民福祉の増進であり、単なる収支状況の比較では施設の経済性・効率性について判断することはできない。各施設の利用者一人当たりのコストを確認したところ次の通りであった。

## 施設別・年度別歳出に係る一人当たり経費

施設名	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	歳出 (千円)	利用人数 (人)	1人当たり 経費(円)	歳出 (千円)	利用人数 (人)	1人当たり 経費(円)	歳出 (千円)	利用人数 (人)	1人当たり 経費(円)
下関市勤労福祉会館	90,344	142,210	635	76,356	140,874	542	76,837	140,772	546
下関市勤労婦人センター	53,840	49,590	1,086	22,029	34,651	636	21,859	33,748	648
下関市ふれあい健康ランド	140,371	58,061	2,418	201,464	100,086	2,013	138,358	119,509	1,158
しものせき水族館	805,477	842,796	956	869,823	708,148	1,228	797,473	700,657	1,138
下関市深坂自然の森・森の家下関	57,686	13,220	4,364	49,083	23,521	2,087	48,124	42,668	1,128
長府博物館	44,022	39,004	1,129	34,876	15,919	2,191	39,968	15,756	2,537
東行記念館	7,061	12,309	574	8,758	8,426	1,039	13,229	8,339	1,586
美術館	174,522	80,989	2,155	181,121	68,635	2,639	178,767	57,832	3,091
近代先人顕彰館	47,871	16,454	2,909	41,329	6,228	6,636	44,932	3,737	12,024
下関市民会館	195,553	134,575	1,453	200,788	151,786	1,323	181,332	164,118	1,105
下関市体育館	24,716	70,390	351	23,769	75,765	314	46,793	73,398	638
下関市宮陸上競技場	26,705	89,173	299	26,400	71,951	367	23,890	75,285	317
下関市弓道場	8,893	15,143	587	8,843	13,050	678	3,071	8,907	345
下関市相撲場	1,018	541	1,882	746	886	842	809	1,552	521
下関市動物愛護管理センター	85,880	951	90,305	89,450	1,056	84,706	89,465	1,311	68,242
川中公民館	45,770	86,579	529	47,968	73,006	657	21,133	89,324	237
黒井公民館	9,406	9,108	1,033	10,292	8,749	1,176	9,983	9,684	1,031
下関市リサイクルプラザ	56,668	74,224	763	59,805	61,269	976	58,384	59,018	989

※下関市深坂自然の森・森の家下関は、指定管理料の関係で合算し計上している。

※乃木浜総合公園は、施設の特質上、利用人数を把握していないので掲載していない。

※リサイクルプラザは、啓発棟のみ。利用人数以外については、処理棟以外の施設の経費を含んだ金額のまま計上している。

上記のように、利用者一人当たりのコストが高額となっている施設も見受けられる。

下関市勤労福祉会館については、利用者数は、ほぼ一定であり、一人当たりのコストについて大きな変化は見られない。

下関市勤労婦人センターについては、平成22年度に施設の改修にかかる工事請負費が高額であったため、平成22年度の一人当たりのコストが高額となったが、平成23年度、平成24年度については大きな変化は見られない。

下関市ふれあい健康ランドについては、平成22年度の途中で設備の故障により施設が休止となり、利用者数が減少し、平成23年度に設備の修繕にかかる工事請負費が高額となったことから平成22年度及び平成23年度の一人当たりのコストが高額となっている。

下関市深坂自然の森・森の家下関については、平成23年度から指定管理者が変更となり、指定管理者による積極的な自主事業の展開により利用者数が激増したことにより、一人当たりのコストが大きく減少している。

長府博物館、東行記念館、美術館については、利用者数が減少傾向にあり、一人当たりのコストが増加傾向にある。

近代先人顕彰館については、利用者数が大幅に減少しており、一人当たりのコストが急増している。



下関市民会館については、指定管理者による積極的な自主事業の展開などの努力により利用者数が増加傾向にあり、一人当たりのコストは減少傾向にある。

下関市体育館、下関市営陸上競技場、下関市弓道場については、大きな変化は見られない。

下関市相撲場については、利用者数は相撲場に隣接した控え室の利用者数であり、相撲場としての利用者は皆無である。

下関市動物愛護管理センターについては、利用者数が増加傾向にあり、一人当たりのコストは減少傾向にある。

川中公民館については、平成 22 年度及び平成 23 年度は工事請負費が高額であり一人当たりのコストが高額となった。

黒井公民館については、大きな変化は見られないが、川中公民館に比べ一人当たりのコストが高額となっている。これについては、施設利用の対象となる地域住民の人数に大きな差があることが原因であるが、近隣に重複施設があり、今後施設の統合化を検討することが望ましい。

以上のように、一人当たりのコストについては、施設の設置目的、施設の場所、施設の特性、利用者の属性などによるものも大きく影響してくる。このため、一概には言えないが、今後、施設の設置目的を達成するために、利用者拡大の施策を検討することが必要である。さらに、利用者が減少し続け、施設の活用が見込めない場合には、費用対効果の観点から、廃止を含めた検討をすることが望ましい。

## 第 6. 指定管理者の選定手続の妥当性の検討

下関市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例、同施行規則及び下関市指定管理者制度ガイドラインに基づき、指定管理者の選定手続を確認した。

その結果、監査を行った範囲においては、指定管理者の選定手続は概ね適切に実施されていた。

指定管理者の選定に当たっては、公の施設の設置目的を達成するとともに、効果的・効率的な管理・運営を行うために、施設の特性に留意し、指定管理者の能力を十分に活用できるような選定をすることが望ましい。

特に、下関市深坂自然の森・森の家下関については、公募による選定の結果、野外活動に関して一定の資格、知識を有した従業員を有する団体が指定管理者に変更となったことにより、自主事業数を増やし、利用者数が激増したという成功例であった。

一方、指定管理者を非公募により選定する場合もあるが、非公募による選定の場合、公募による選定の場合と違い、選定時点での競争原理が働かないことにより経費節減が十分に実現されない可能性もある。そのため、指定管理料の積算については慎重に検討する必要がある。

指定管理者制度の導入目的は、「多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ること」とされている。

下関市においては、指定管理者の選定は公募を原則としており、指定管理施設の設置目的、規模、利用状況、管理運営の状況により公募に適さないと認めるときは非公募とすることができる。指定管理者として能力を十分に発揮させ、市民サービスの向上と経費の節減を図るために、最も適した指定管理者を選定することが重要である。収益性の見込めない施設については、指定管理者制度の導入目的達成を勘案した上で、原則公募にこだわることなく、非公募による選定について総合的に検討する必要がある。公募又は非公募による選定のルールの見直しが望ましい。

なお、指定管理料の実費精算が行われている施設もあるが、指定管理者制度の導入目的をより良く達成するために、修繕費を除いては、指定管理者の自助努力によって経費節減し、その結果により得られた部分については指定管理者の収入とするよう見直しを検討することが望ましい。

#### **第7. 指定管理者に対するモニタリング（指導監督を含む。）の検討**

指定管理者が選定されている各施設については、所管部署の担当者によってモニタリングチェックシートによる確認が行われていることから、指定管理者に対するモニタリング（指導監督を含む。）について確認した。

その結果、下関市民会館において、指定管理者である下関市文化振興財団へ交付した補助金について不適切な事務処理が判明した。このことについては、下関市において詳細な調査が行われ是正措置がとられたが、今後このようなことが起こらないよう、下関市は指定管理者に対し適切にモニタリングを行い、必要な指導監督を行うべきである。

モニタリングの目的は、「適正なサービスが継続的、安定的に提供されることを確保すること」及び「提供される公共サービスの継続的改善」である。形式的なモニタリングに陥らないように留意して適切なモニタリングを実施し、業務の実施状況の確認、サービスの質の評価、サービスの提供の継続性・安定性に関する評価を行い、公の施設の設置目的である住民福祉の増進を図ることが必要である。

## 第三章 監査の結果(共通事項)

### 第1. 公共ファシリティマネジメントの導入について

下関市においては、公の施設を含んだ数多くの公共施設があり、その施設面積は、平成24年1月11日に東洋大学PPP研究センターが公表した「全国自治体公共施設延床面積データ」によると、平成22年3月現在で人口一人当たり5.5㎡となっており、人口規模250千人から300千人の市区町村平均3.43㎡と比較すると約1.6倍となっている。これは、平成17年2月に旧下関市と旧豊浦郡4町が合併したことに伴い行政区域が拡大したことも関係しており、単純な評価はできないが、総じて下関市は人口一人当たりの公共施設が多いと判断される。

また、平成25年9月19日付の下関市議会会議録によれば、この公共施設のうち、ここ10年から20年で耐用年数を迎える箱物の施設は、約450棟で、これは全体の約28%に当たる。

なお、今後下関市の公共施設を取り巻く社会経済環境は、次のように変化することが予想される。

#### ア 人口減少時代の到来

下関市の人口は、平成25年3月に公表された国立社会保障人口問題研究所の推計によると、2025年には24万人台、2040年には20万人を割り込むと予想されている。加えて、生産年齢人口も大幅に減少することが予想され、これに伴い市税、あるいは地方交付税も大幅に減少することが考えられる。

#### イ 人口構造の変化に伴う影響

少子高齢化の進行に伴い人口構造が大きく変容することにより、児童福祉施設、幼稚園・学校等の教育施設の余剰が発生する反面、高齢者福祉施設、介護施設の不足をもたらすことになる。

#### ウ 市町村合併の影響

下関市は、平成17年2月に旧豊浦郡4町と合併をしており、一般的に合併により余剰施設、重複施設、類似施設を抱え施設の再配置や機能の再編等が必要となる。

#### エ 厳しい市の財政状況

下関市の中期財政見通しによると、平成26年度における財源不足額は48億円と試算されており、その後においても、これが大きく好転することは考えられず、長期的にも市の財政は益々厳しくなっていくものと予想される。

## オ 住民意識の変化

住民の行政に関する意識の変化により、今後の持続的な行財政のあり方に対する関心が高くなるとともに、適正な行財政運営の実現に向けた改革・改善に対する期待・要望が強まるものと思われる。このような中で、特に新規の整備に関しては、住民が多額の負担を長期間にわたって求められることから、真に必要な施設だけを整備することが要請される。

## カ 震災被害への対応

下関市においても、耐震化の対策が十分に行われていない施設もあり、今後想定される震災等の発生時において、被災者や帰宅困難者等の避難場所として機能する施設にするための整備及び維持管理が必要となってくる。

以上のような社会経済環境の変化において、次のような課題が考えられる。

## ア 公共施設にかかる情報の一元的な管理

現在の各所管課による縦割り型の公共施設の管理・運営は、総合的な観点から公共施設を有効かつ効率的に活用していく上での大きな障害となることから、公共施設にかかる情報の一元的な管理が求められる。

## イ 公共施設の老朽化への対応

今後一斉に大規模修繕や建替え等の更新時期を迎えるが、新たな施設を建設しない場合でも既存の施設を維持するためには、多額の更新費用を負担することが求められる。

## ウ 住民生活・ニーズに対応した施設の確保

人口構造の変化、住民生活を取り巻く社会経済環境の変化等に対応した施設の整備や、既存の施設の改修や再編を進めることが重要となり、また、住民の利便性やニーズに対応した機能の複合化や柔軟な運営体制の構築なども求められる。

## エ 効率的・効果的な公共施設の管理

限られた財源を有効に活用することや総合的な行財政運営を進めていく観点から、緊急性の高い公共施設の整備や更新を優先的に進めたり、大規模修繕や建替えなどの計画的な更新を図るとともに、施設の統廃合や機能の複合化、民間活力等の活用による効率的な管理・運営など、公共施設のランニングコストについても、最小の投資で最大の効果（住民の満足度等）が得られる体制へと移行することが求められる。

(注) ファシリティマネジメントとは、「企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動」（出典：公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会）である。

(参考)人口 25～30 万人自治体の一人当たり面積ランキング

都道府県	市町村	合併	人口(人)	面積(m <sup>2</sup> )	一人当たり
山口県	下関市	有	282,091	1,552,740	5.5
長崎県	佐世保市	有	264,959	1,289,705	4.87
新潟県	長岡市	有	283,631	1,216,681	4.29
三重県	津市	有	281,758	1,130,121	4.01
北海道	函館市	有	282,459	1,104,550	3.91
岩手県	盛岡市	有	291,709	1,017,078	3.49
福井県	福井市	有	265,457	903,141	3.4
山形県	山形市	—	250,040	832,505	3.33
茨城県	水戸市	有	266,713	882,494	3.31
福島県	福島市	有	292,301	949,679	3.25
静岡県	富士市	有	256,523	829,037	3.23
徳島県	徳島市	—	259,281	809,501	3.12
兵庫県	明石市	—	293,846	830,366	2.83
神奈川県	平塚市	—	257,387	722,284	2.81
大阪府	茨木市	—	270,965	708,778	2.62
千葉県	市原市	—	279,629	731,143	2.61
兵庫県	加古川市	—	267,711	675,052	2.52
大阪府	八尾市	—	265,220	640,333	2.41

(出典：平成 24 年 1 月公表の、東洋大学 PPP 研究センター「資料 自治体別人口・公共施設延床面積リスト」)

【意見】

少子高齢化の進行や財政難の中で、公共施設の維持・管理における様々な諸課題を少しでも解決するためには、改革の視点に立脚したマネジメントが重要であり、公共ファシリティマネジメントの導入・推進が必要である。

また、将来的な施設の統廃合に備え、個々の施設ごとに、施設の現況、修繕等の必要性に関する情報、施設に対するニーズ、ランニングコスト等、公共施設に関するあらゆる情報を一元的に管理する必要がある。そのためには現在行われている個々の施設ごとの所管課による情報管理に替えて、一元的にそれらの情報を管理する部署の新設、あるいは市役所内の連携を強化するためのプロジェクトチームの設置等が不可欠である。

施設ごとの情報管理に当たっては、公共施設管理台帳等を作成し、その分析結果を公共施設白書等によって市民に公表するとともに、市長及び議会に評価資料として提供し、限られた財源の中における、行政サービス水準の適正化、及び下関市における公共施設の適正規模とは何かを議論し、中・長期の将来を見据えた効率的・効果的な公共施設の整備、管理・運営に関する基本的な対応方針を早急に策定すべきである。

## 第2. 公の施設の利用者の安全の確保について

公の施設の利用者の安全を確保することは、施設の運営者にとっては重要な責務であり、昨今の他市での公の施設内での事件に関するマスコミ報道を見ると、従来にも増して職員自身はもとより、利用者の安全確保への取り組みが求められるところである。

なお、各公の施設においては、災害対策に関するマニュアルはあり、このマニュアルに基づき避難訓練等も行われているが、防犯に関するマニュアルが整備されていない。

### 【意見】

入場者数が多い施設や金銭を扱う施設においては、防犯マニュアルを策定するとともに、そのマニュアルに基づいた予防訓練等を行い、普段から有事における心構えを養うとともに、行動規範を確立し、利用者の安全・安心に資することが望ましい。

(注) しものせき水族館の指定管理者である公益財団法人下関海洋科学アカデミーは、独自に対策マニュアルを作成している。

## 第3. 公の施設の利用者・入館者の拡大について

利用者・入館者が増加傾向にある施設、また、減少傾向にある施設など、施設ごとに様々であるが、利用者等の増加は、あらゆる施設の存続にも関わる根本的な命題である。施設は利用されて初めて存在価値が出るものであり、各施設とも利用者等の拡大に向けて努力する必要がある。

### 【意見】

公の施設の各管理者は、施設の場所、設置された経緯、設備の内容、歴史的な価値、周辺施設との周遊性等、様々な要素を考慮し、個々の施設の特性を活かした行事・催し物等を組み合わせることにより、市民の利用意欲を刺激するような魅力ある施設づくりを期待したい。

#### 第4. 公の施設における自動販売機設置料収入について

公の施設における飲料自動販売機は、地方自治法に基づく目的外使用許可により設置されている。設置料に関しては、条例により、月額使用料として、固定資産評価額に一定の料率を乗じたものとなっている。

飲料自動販売機の設置料収入は、1台当たり概ね年間数千円から1万数千円程度であるが、民間では売上に応じた設置料(手数料)が一般的であり、現状では、売上金額が一定水準以上の場合、民間と比べ、設置料が低廉となっている。

下関市においては、今後財源不足が拡大していく傾向にあり、厳しい財政状況のなかにおいて、少しでも市の収入を確保するという観点から、自動販売機の設置料について見直す必要があると思われる。

##### 【意見】

市の厳しい財政状況に鑑み、民間に準じた設置料で公募する等、市の歳入の増加を図る施策を早期に導入・実施することが望ましい。

## 第四章 監査の結果(個別事案の概要)

### 第1. 財産の管理状況に関して

#### 1. 備品等の管理について

##### ①備品の現物管理について

【下関市勤労福祉会館、下関市ふれあい健康ランド、下関市深坂自然の森・森の家下関、美術館、近代先人顕彰館、下関市民会館、下関市体育館、下関市営下関陸上競技場、下関市弓道場、川中公民館、黒井公民館】

(意見)

施設に存する備品が備品台帳に記帳されておらず、また、現物に備品整理票が貼付されていないものがあった。実際に施設内にある備品については、規定に基づき備品台帳に記帳する等、適正に管理すべきである。

##### ②賃貸借契約上対象となる備品の取り扱いについて

【黒井公民館】

(意見)

黒井公民館が建物の所有者から賃借する備品は、「建物賃貸借契約書」(以下、「契約書」という。)において個別記載されているが、この契約書に記載されていない備品があった。当該備品については、契約書上で個別記載をすべきである。

##### ③公の施設内の私物の取り扱いについて

【下関市勤労婦人センター、川中公民館】

(意見)

施設利用者の所有物品が公の施設内に置かれている事例が見受けられた。利用者の私物の保管等の取り扱いについては、条例等に規定はないが、公の施設として、一般の利用者が施設を適切に利用できるよう何らかのルールを作り、適正に処理することが望ましい。

##### ④切手等の管理について

【下関市勤労福祉会館】

(意見)

切手及びハガキについて、指定管理者によって受払簿等の台帳による管理がされておらず、正確な在庫枚数も把握されていなかった。切手等は換金性が高く、現金と同様に管理すべき資産であることから、切手等の受払及びその在高を帳簿に適時かつ正確に記録するとともに、決算日等の一定の時点毎に点検し、その在庫枚数を管理することが望ましい。

##### ⑤薬品の棚卸状況について

【下関市動物愛護管理センター】

(意見)

野犬等の捕獲に使用する吹矢用の麻酔薬を取り扱っており、取扱者の麻薬(管理者・研究者・施業者)免許証や薬品の受払簿を備え付けているが、当該薬品の利用がないため、平成25年2月の購入時から往査日(平成25年8月)までの間、現物の在庫確認を行っていなかった。麻酔薬という特質上、不正使用の牽制や事故防止のためにも、頻繁に在庫確認を行うよう再検討することが望ましい。



⑥寄託品以外の預り品の取り扱いについて

【東行記念館】

(意見)

近隣の住民から平成24年12月に書跡を一時的に預かって欲しいとの依頼があり、収蔵庫に保管しているが、往査日(平成25年9月11日)現在、所有者から返還の申出がないことから、保管したままとなっている。寄託又は寄贈に該当しない資料等を何らかの理由により預かる場合、預り期間を明記する等一定のルールを設け、これに則り、預り処理を行うべきである。

⑦一時預りの美術品について

【美術館】

(意見)

他の施設廃止に伴い一時的に預かっていた美術品の一部が、その後、相当の期間が経過しているにも関わらず、預かったままの状態となっていた。当初は一時的に保管する予定で預かっていた美術品を、事情が変わったことにより長期間保管する場合には、保管転換等の適切な受入処理を行うことが望ましい。

⑧受入未処理の資料等について

【美術館】

(意見)

彫刻家「植木茂」(故人)の創作の下絵・制作ノート等、数千点の資料が、遺族から寄贈を前提に持ち込まれたが、その内容の調査に時間がかかっていることから、預かったままの状態となっていた。当該資料については、早急に処理を行うとともに、今後、同様のことが発生した場合に備え、大量に物件を預かる場合における具体的な取り扱いを定めることが望ましい。

⑨図録の管理について

【美術館】

(意見)

図録に関しては受払管理台帳が作成されているが、現物をチェックしたところ、台帳と現物が一致しないものがあった。図録は、備品としての扱いは受けないが、市の財産であることから、適切な受払管理を行うべきである。

⑩パソコンの利用状況について

【下関市ふれあい健康ランド】

(指摘事項)

指定管理者の職員が施設内で使用していたパソコンの中には、職員の私物のものや、同職員の互助会が購入したものがあつたが、これらの施設内使用に関しては何らの手続もされていなかった。個人情報漏えい等の問題もあることから、業務への私物等のパソコンの施設内使用に関しては、使用の制限、あるいは市がセキュリティ状況を確認した上で使用を許可する等の対応を行うべきである。

## 2. 便益施設の管理について

### 自動販売機の設置料について

#### 【乃木浜総合公園】

##### (意見)

野外の自動販売機の設置料に関しては、下関市都市公園条例第 14 条に基づき、基準額通りの料金で設定されているが、近隣には商店もなく、公園という性質上、相当程度の利用が思料される。市の厳しい財政状況に鑑み、民間に準じた設置料で公募する等、市の歳入の増加を図る施策を早期に導入・実施することが望ましい。

## 3. 維持管理について

### 【しものせき水族館】

##### (意見)

建物のコンクリート部分の一部にひび割れが生じており、また人通りの多い場所で床が滑りやすい箇所があった。施設の維持保全や利用者の安全確保のため、優先度を考慮して定期的に修繕を行うとともに、足元に気を付ける旨の注意喚起をすることが望ましい。

## 4. 収蔵品の損害保険の付保について

### 【長府博物館、近代先人顕彰館】

##### (意見)

収蔵品のうち保険対象となっていない資料が認められた。市の財産の保全及び寄託品に関する保管責任の観点から、重要な収蔵品については損害保険を付保することが望ましい。

## 第 2. 使用料に関して

### 1. 使用許可申請・利用申請に関する手続について

#### 【下関市勤労婦人センター】

##### (指摘事項)

内規と整合しない使用許可申請に関する予約受付があった。内規に基づく適切な予約受付の体制をとるべきである。なお、必要に応じて内規を見直すべきである。

#### 【下関市深坂自然の森・森の家下関】

##### (意見)

キャンセル料や使用料の事前徴収に関する取り扱いがないため、これらを含め、予約に関する取り扱いを条例等で規定することが望ましい。

### 2. 使用料の徴収について

#### 【下関市深坂自然の森・森の家下関】

##### (指摘事項)

使用料は、使用時までには支払うことになっているが、一部の利用者の使用料を指定管理者が一時的に立替えている状況にある。今後、利用者の利便性の向上に資するため、一定の条件の場合には、利用後に徴収できるよう条例等を見直すべきである。

### 3. 手数料の料金設定について

#### 【下関市動物愛護管理センター】

##### (意見)

動物の引取料の設定が無料であるが、引取料を無料にしている地方公共団体は少数である。また、世界初の吸入麻酔剤リサイクルシステムを導入しているが、その導入維持費が高額である。市の厳しい財政状況と受益者負担の観点から、有料化の導入を検討することが望ましい。

### 4. つり銭準備金について

#### 【川中公民館】

##### (意見)

つり銭準備金を用意しておらず、利用者は施設の利用にあたり、予めつり銭が発生しないよう金種を用意しなければならない。利用者の利便性を考慮してつり銭準備金を用意するのが望ましい。

### 5. 減免の在り方について

#### 【下関市勤労福祉会館】

##### (意見)

会館1階の一部は労働組合団体が、事務所及び労働相談室として使用しているが、昭和56年度以降現在に至るまで、使用料が100%免除されている。市の厳しい財政状況に鑑みれば、使用料の免除の在り方について再検討することが望ましい。

## 第3. 契約事務の手續に関して

#### 【下関市勤労婦人センター】

##### (意見)

下関市勤労婦人センター(以下、「センター」という。)は、北部公民館と同一の建物の中にあり、コピー使用料などはセンターと公民館で按分しているが、警備・清掃業務等については建物全体について業務委託されており、これらに関する経費は按分されずセンターが負担している。

センターと北部公民館は行政目的が異なる公の施設であることに鑑みれば、コピー使用料などと同様に、警備・清掃に係る委託業務に関する経費も、センターと北部公民館に按分して両施設の収支を正確に把握することが望ましい。

#### 【美術館】

##### (意見)

「業務委託に係るチェックシートの策定並びに取り組みの推進」が実施されているが、所蔵品撤収業務に関する委託業務に関してチェックシートが作成されていなかった。取り組みの推進に則り、チェックシートの作成が望ましい。

## 第4. 指定管理者の選定に関して

### 【下関市深坂自然の森・森の家下関】

#### (意見)

前指定管理者と比較して、自主事業実施数・利用者数も激増している。今後も利用者の増加につなげていくためには、野外活動に関する一定の資格等、知識を持つ従業員を有する団体が指定管理者となることが望ましい。

## 第5. 指定管理者に対する指導監督に関して

### 1. 指定管理者の補助金申請について

#### 【下関市民会館】

#### (指摘事項)

指定管理者である下関市文化振興財団へ交付した平成21年度の下関市文化事業費補助金の金額確定に際して、概算払いで交付を受けていた補助金(11,486千円)の一部の返還の問題が生じたため、指定管理者は入場料収入の内10,817千円を過少に記載した収支決算書を市に提出するという不適切な処理をしていた。また、現状の交付要綱及び運用状況では、補助対象となる経費の範囲が明確ではなく、平成20年度から平成24年度の5年間において、補助金の趣旨から外れると思料される経費が収支決算書に補助対象経費として計上されていた。

市は、平成20年度から平成24年度の補助対象事業に係る収支について再審査を行い、補助金の返還を含め、適正な処置を行うべきである。また、現状の交付要綱を見直し、補助対象となる経費の範囲等の具体的な指針を策定するとともに、審査体制を含め、内部統制の検証を行うべきである。

#### (参考)

市は、平成26年1月30日に記者会見を行い、平成20年度から平成24年度の補助金にかかる処理について、行政監察を実施した。その後、詳細な調査を行い、財団に対して過払金5,695,350円(平成21年度分:3,986,660円、平成24年度分:1,708,690円)の返還を求めることを公表している。

### 2. 指定管理者の会計処理について

#### 【下関市民会館】

#### (意見)

指定管理者の自主事業に係る入場料収入の前受に関する処理において、指定管理者の決算書において計上漏れとなっているものがあった。市は、指定管理者に対して、決算日において既に収受している現金及び普通預金を決算書に計上するよう指導すべきである。

## 第6．経済性・効率性に関して

### 1．利用状況について

#### 【下関市民会館】

##### (意見)

市民会館という特性から、市民に良質な芸術性の高い催し物の提供が求められるが、このような催し物は必ずしも入場者数が期待できるものとは言い難く、また、高い料金を設定しづらいという事情があり、入場料収入が伸び悩むことについては止むを得ない面もあるが、今後とも入場券販売に努力するとともに、魅力ある芸術性の高い催し物を企画し、利用者の拡大及び市民の文化の向上に寄与することを期待したい。

#### 【下関市相撲場】

##### (意見)

ここ数年、土俵の使用実績が殆どない。維持管理コスト等を考慮すると、今後、廃止の検討をすることが望ましい。

### 2．手数料の有料化について

#### 【下関市動物愛護管理センター】

##### (意見)

前述「第2．使用料に関して 3．手数料の料金設定について」参照。

### 3．組織運営について

#### 【下関市深坂自然の森・森の家下関】

##### (意見)

両施設の設立の経緯が異なることに起因して、条例が各々に制定されている。指定管理者も同一であり、事務処理の効率化及び利用者の利便性向上の観点から、条例を一体化することが望ましい。

#### 【下関市勤労婦人センター】

##### (意見)

下関市勤労婦人センターは、北部公民館と同一の建物の中にあり、職員は同一の事務室(1階)で事務を遂行しているにもかかわらず、条例が相違することを起因として、現在の別々の体制になっている。同一の建物内に二つの施設が併存し、これら二つの施設の業務は類似していることから、施設の管理運用の効率化を図るため、中長期的には条例等の改正も含め、二つの施設の業務の運営を一本化することを検討することが望ましい。

#### 【黒井公民館】

##### (意見)

黒井公民館の道路向かいに豊浦勤労青少年ホームがあるが、両施設の施設内容の一部は類似しており、また、利用率も低調であった。事務管理コスト削減の観点から、今後、建物賃貸借契約の更新時や公の施設の建て替え時に、賃貸借資産の規模縮小といった契約の見直しや両施設の統合化等の検討が望ましい。

## 第五章 監査の結果(個別事案)

### 個別事案に関する監査の結果

監査対象とした公の施設 28 施設について、「第一章 外部監査の概要 第3. 監査の概要 3. 監査の方法」に記載の手段を実施した。

その結果、監査を行った範囲において、次に掲げる指摘事項又は意見のほかは概ね良好であった。

なお、指摘事項又は意見のあったものは下表のとおり 20 施設あった。

番号	施設の名称	担当部局課	指摘事項 (件)	意見 (件)
1	下関市勤労福祉会館	産業振興部 産業立地・就業支援課	—	3
2	下関市勤労婦人センター	産業振興部 産業立地・就業支援課	1	5
3	下関市ふれあい健康ランド	観光交流部 観光施設課	1	1
4	しものせき水族館	観光交流部 観光施設課	—	1
5	下関市深坂自然の森	農林水産振興部 農林整備課	1	5
6	森の家下関	農林水産振興部 農林整備課		
7	長府博物館	教育委員会教育部 文化財保護課	—	1
8	東行記念館	教育委員会教育部 文化財保護課	—	1
9	美術館	教育委員会教育部 美術館	—	5
10	近代先人顕彰館	市民部 市民文化課	—	4
11	下関市民会館	市民部 市民文化課	1	3
12	下関市体育館	観光交流部 スポーツ振興課	—	1
13	下関市宮下関陸上競技場	観光交流部 スポーツ振興課	—	1
15	下関市弓道場	観光交流部 スポーツ振興課	—	1
17	下関市相撲場	観光交流部 スポーツ振興課	—	1
23	下関市動物愛護管理センター	保健部 動物愛護管理センター	—	2
25	川中公民館	教育部 生涯学習課	—	3
26	黒井公民館	教育部 豊浦教育支所	—	3
27	乃木浜総合公園	都市整備部 公園緑地課	—	1
28	下関市リサイクルプラザ	環境部 環境施設課	—	1
	20施設 合計		4	43